

(目的) この規程は、公益社団法人大和市シルバークルー人材センター一定款第28条第3項の規定に基づき、公益社団法人大和市シルバークルー人材センター(以下「センター」という。)役員報酬等に関する規定を定めることと目的とし、一般社団法人及び一般財団法人の規則に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総務、事務、選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とする者
- (3) 非常勤役員とは、公益社団法人大和市シルバークルー人材センターを主たる勤務場所とする者
- (4) 報酬とは、給与、賞与、退職金、退職手当、退職慰労金、退職給付金、退職給付年金、退職給付一時金、退職給付一時金等(以下「退職給付」という。)の総称をいう。
- (5) 報償とは、報償金、報償金等、報償金等(以下「報償」という。)の総称をいう。

第3条(非常勤) 理事の報酬は、別表第1「理事等(非常勤)の報酬額」に定める金額とする。

第4条(非常勤) 常勤職員の報酬は、別表第2「常勤職員の報酬月額」に定める金額の範囲内とする。

第5条(非常勤) 非常勤職員の報酬は、別表第3「非常勤職員の報酬月額」に定める金額の範囲内とする。

第6条(非常勤) 非常勤役員(非常勤)の報酬は、別表第4「非常勤役員(非常勤)の報酬額」に定める金額の範囲内とする。

第7条(非常勤) 非常勤役員(非常勤)の報酬は、別表第5「非常勤役員(非常勤)の報酬額」に定める金額の範囲内とする。

第8条(非常勤) 非常勤役員(非常勤)の報酬は、別表第6「非常勤役員(非常勤)の報酬額」に定める金額の範囲内とする。

第9条(非常勤) 非常勤役員(非常勤)の報酬は、別表第7「非常勤役員(非常勤)の報酬額」に定める金額の範囲内とする。

第10条(非常勤) 非常勤役員(非常勤)の報酬は、別表第8「非常勤役員(非常勤)の報酬額」に定める金額の範囲内とする。

第11条(非常勤) 非常勤役員(非常勤)の報酬は、別表第9「非常勤役員(非常勤)の報酬額」に定める金額の範囲内とする。

第12条(非常勤) 非常勤役員(非常勤)の報酬は、別表第10「非常勤役員(非常勤)の報酬額」に定める金額の範囲内とする。

第13条(非常勤) 非常勤役員(非常勤)の報酬は、別表第11「非常勤役員(非常勤)の報酬額」に定める金額の範囲内とする。

第14条(非常勤) 非常勤役員(非常勤)の報酬は、別表第12「非常勤役員(非常勤)の報酬額」に定める金額の範囲内とする。

第15条(非常勤) 非常勤役員(非常勤)の報酬は、別表第13「非常勤役員(非常勤)の報酬額」に定める金額の範囲内とする。

附 則

この規程は、一般社団・財団法人法及び公益認定法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

別表第1 理事長等（非常勤）の報酬の額

役員名 報酬額（月額）

理事長 50,000円

副理事長 10,000円

別表第2 常勤役員報酬

常勤役員報酬月額は、156,000円までの範囲内とする。

別表第3 常勤役員賞与の額

役員名 賞与の額

常務理事 報酬月額×支給率

別表第4 費用の額

第7条第2項の額は、1回当たりとし、額は次のとおりとする。

- (1) 非常勤役員の管内職務に係る費用 4,000円（交通費含む。）
- (2) 役員の管外職務に係る費用 センター事務職員の旅費に関する費用
- (3) その他の費用 実費